

第 13 回福岡市都市景観審議会

福岡市景観計画（素案）について

平成 23 年 1 月 20 日

目次

第1章	景観計画の区域	01
第2章	良好な景観の形成に関する方針	01
	第1節 景観形成の基本方針	02
	第2節 地域特性を活かした景観形成方針	03
第3章	大規模建築物等に関する事項	04
	第1節 届出対象行為	04
	第2節 大規模建築物等に関する行為の制限	04
	第3節 色彩に関する景観形成基準	06
第4節	都市景観形成地区に関する事項	07
第5章	景観資源の保全・創出に関する事項	08
	第1節 景観重要建造物	08
	第2節 景観重要樹木	08
第6章	景観重要公共施設の景観形成に関する事項	08
第7章	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	08

第11回
審議事項

第12回
審議事項

第1章 景観計画の区域

景観計画の対象区域は、市内全域とします。また、本市の景観形成上重要な地区で、積極的に良好な景観を保全整備する地区を都市景観形成地区として定めます。



第2章 良好な景観の形成に関する方針

福岡市の景観形成の理念・目標

昭和63年に策定した「都市景観形成基本計画」における景観形成の理念と目標像を基本とします。

<理念>

理念1 都市景観は、市民の共有財産である

理念2 市民参加による都市景観の形成

理念3 長期的な視点をもつ

理念4 地域性、個性を活かす

<目標>

顔のあるまち

九州・アジア新時代の
交流拠点にふさわしい、
アジアや他都市にない
「顔づくり」

個性がいきるまち

地域の特性を活かし、
市民や事業者と共働で
まちづくりに取り組む
「個性づくり」

魅力を感じるまち

海と緑に抱かれた美しい
景観を継承し、固有の自
然と歴史を活かした
「魅力づくり」

第1節 景観形成の基本方針

理念・目標を達成するために景観形成方針を定めます。

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント組織などの地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・九州大学学術研究都市やアイランドシティなど計画的に市街地整備が進められている地区において、市民や関係団体と共働で、本市の顔となる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するとともに、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めていきます。

景観形成の構成

そして

階層 3 都市景観形成地区の景観形成方針

(都市景観形成地区の方針を優先)

地区景観形成基準

次に

階層 2 ゾーンごとの景観形成方針

ゾーン別基準

まず

階層 1 福岡市の景観形成方針

共通基準

